

機械器具 3 医療用消毒器
 管理医療機器 除染・滅菌用洗浄器（JMDNコード：14413000）
 特定保守管理医療機器（設置管理医療機器）

サクラ洗浄滅菌装置 WV - H

【警告】

- ・装置、被滅菌物は高温になるのでヤケドに注意する。
- ・装置内に熱湯を保有しているのでヤケドに注意する。
- ・圧力が異常上昇したら蒸気バルブを閉じる。

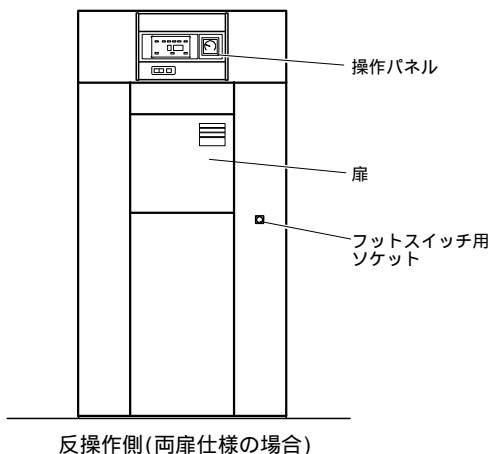
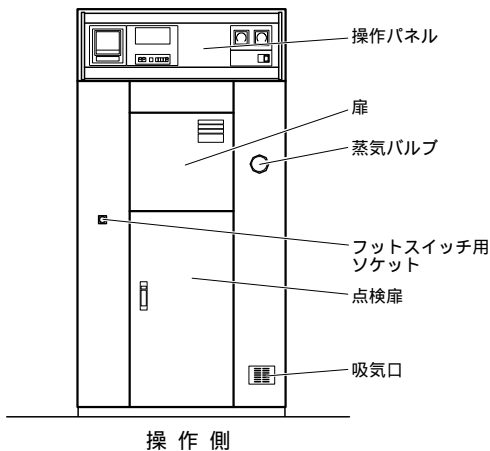
【禁忌・禁止】

- ・大気圧以上で扉を開放しない。
- ・装置内に引火性、爆発性物質を入れて使用しない。
- ・医療用器材以外の物は滅菌しない。
- ・密閉された物は滅菌しない。
- ・消毒薬等の液体滅菌は行わない。

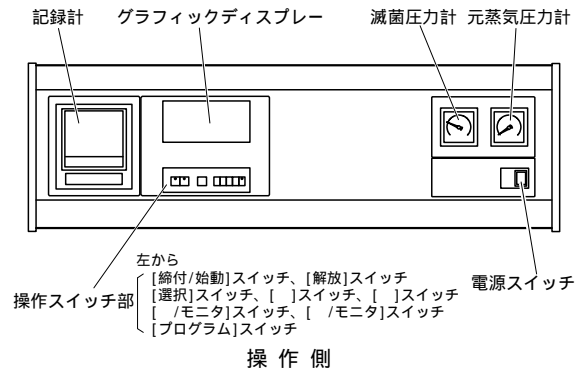
【形状・構造及び原理等】

[本体]

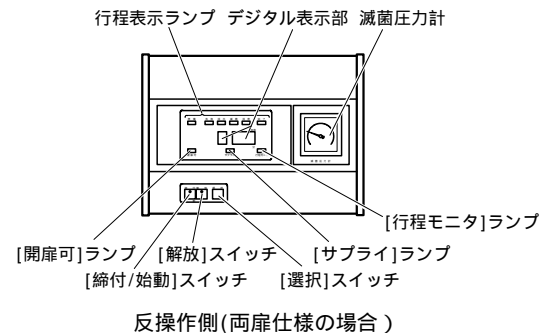
本図は代表例です。仕様により実際の装置と異なる場合があります。



[操作パネル]



操作側



[必要とする設備]

電源設備

AC100V	8 A 以上
接地端子	D種以上

給蒸設備

容量	8.5 kg/h 以上
圧力	0.4 ~ 0.5 MPa

給水設備

圧力	0.1 ~ 0.4 MPa
容量	3.0 L/min 以上
温度	25 以下

圧縮空気設備

圧力	0.5 ~ 0.6 MPa
容量	2.0 L/Min ANR 以上
温度	40 以下

排気・排水設備

方式	単独屋外排気・排水
配管	SGP50A 以上

取扱説明書を必ずご参照ください。

[動作原理]

滅菌室内を真空ポンプで陰圧にして洗剤を注入し、その後一定量給水を行う。外部から滅菌室内に蒸気を吹き込み、その水を加熱し、被滅菌物の洗浄を行う。

洗浄が終わると、蒸気を入れて強制排水する。排水が終了すると、滅菌室内に蒸気を入れて滅菌を行う。所定時間が経過すると滅菌室内の蒸気を外部に排出する。その後、真空ポンプによる滅菌室内の減圧動作と、フィルターを通した空気を外部から入れる動作の組み合わせにより、残った蒸気の排出を行う。所定時間が経過すると運転が終了となり、ブザーと画面表示で報知する。

異常が発生すると、装置はより安全な状態に移る動作をするとともに、画面表示とブザーで使用者に報知する。

**【使用目的又は効果】

医療行為等で汚染された医療機器等を容器内で洗浄し、高圧の蒸気による湿熱を利用し滅菌すること。

**【使用方法等】

以下の手順の詳細は取扱説明書の第4章をご参照ください。

電源スイッチを「入」にし、扉を解放する。

電源スイッチを「切」にし、滅菌室内、排気ストレーナー及び扉パッキンに、傷や汚れがないことを確認する。

電源スイッチを「入」にする。

蒸気バルブを開く。

滅菌プログラムを選択する。

被滅菌物を入れ、扉を締め付ける。

洗剤量と記録紙の残量を点検し、[締付/始動]スイッチを押す。

運転が開始されます。運転が完了すると、ブザーと画面表示（反操作側はランプ）でお知らせします。

以降は、片扉仕様と両扉仕様の場合に分けて記述します。

《片扉仕様の場合》

記録紙で、正常終了であることを確認する。

画面に「開扉可」が表示され、滅菌圧力計が「0」であることを確認する。

扉を解放し、被滅菌物を取り出す。

蒸気バルブを閉じる。

扉を締め付け、電源スイッチを「切」にする。

《両扉仕様の場合》

記録紙で、正常終了であることを確認する。

取り出し側に「開扉可」が表示されていること、滅菌圧力計が「0」であることを確認する。

取り出し側の扉を解放し、被滅菌物を取り出す。

扉パッキンにゴミや傷がないことを確認してから、扉を締め付ける。

蒸気バルブを閉じ、電源スイッチを「切」にする。

反操作側から始動する場合

両扉仕様の場合、以下の条件が整った場合には反操作側からの始動ができます。

- ・電源スイッチが「入」
- ・蒸気バルブが開かれている

- ・[準備]ランプが点灯している
- ・反操作側の[開扉可]ランプが点灯している
- ・排気ストレーナーに異物がないことを確認済み

【使用上の注意】

詳細は取扱説明書の第1章、第2章をご参照ください。

- ・被滅菌物は、洗浄水がたまらないように収納する。
- ・サビ、ゴミ、油脂等を含まない蒸気、水、圧縮空気を供給する。
- ・ドレーンの少ない蒸気を供給する。
- ・バイオロジカルインジケーターを用いて、必要な滅菌条件を決定する。
- ・洗剤は注意して取り扱う。

**【保管方法及び有効期間等】

* [使用環境]

周囲温度：10～50

相対湿度：30～85%RH（結露しないこと）

気圧：95～106kPa

[耐用期間]

耐用期間：製造出荷後 10年

条件：取扱説明書及び添付文書に記載された取扱注意事項あるいは保守・点検に係る事項を順守し、定期的に日常点検・保守点検を実施すること。点検結果により、下記に示す主要な構成部品や保守点検事項に記載された交換部品を必要に応じ交換すること。保守部品として供給される主要な構成部品は下表の通り。

主要な構成部品名	使用耐用年数
真空ポンプ	5年
制御基板	4年
記録計	5年

ここに記載した装置の耐用期間及び主要な構成部品の使用耐用年数は保証期間ではなく、上記の条件を満たした場合での平均的な年数となるため、使用環境、使用方法などにより異なります。

【保守・点検に係る事項】

[使用者による保守点検事項]

詳細は取扱説明書の第6章をご参照ください。

- ・滅菌圧力計 運転ごとに、扉を開いた状態で滅菌圧力計の指示が「0」からズレていないことを確認する。
- ・滅菌室内 1日に1回、水を含ませた布で滅菌室内を清掃する。
- ・排気・缶内ストレーナー 1日に1回、滅菌室内のストレーナーを清掃する。
- ・圧縮空気フィルター 1日に1回、水抜きを行う。
- ・棚板 1週間に1回、固く絞ったガーゼ等で両面の汚れを拭き取る。
- ・扉パッキン 1ヶ月に1回、扉パッキンをガーゼ等で清掃し、傷等がないか点検する。また、半年に1回、新品と交換する。

取扱説明書を必ずご参照ください。

- ・吸気口フィルター 1ヶ月に1回、清掃済みのもので交換する。外したフィルターは水洗いする。
- ・定期自主検査 「ボイラー及び圧力容器安全規則」による点検を1ヶ月に1回行い、その記録を保管する。
- ・性能検査 「ボイラー及び圧力容器安全規則」による性能検査を1年に1回行う。

[業者による保守点検事項]

- ・給水ストレーナ 定期的、または警報が出たとき、給水配管にあるストレーナを清掃する。破損したり、目詰まりが除去できなくなったら新品と交換する。
- ・給蒸ストレーナ 定期的、または警報が出たとき、給蒸配管にあるストレーナを清掃する。破損したり、目詰まりが除去できなくなったら新品と交換する。
- ・エアフィルター 1年に1回、新品と交換する。
- ・バッテリー 交換時期を示すコメントが表示されたときに交換する。

**【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

名 称：サクラ精機株式会社
電話番号：026-272-8381

製造業者

名 称：サクラ精機株式会社

取扱説明書を必ずご参照ください。